第六十六条の十一の二第五項を削り、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

第六十六条の十三第一項中「第十項」を「第九項」に改め、同条第二項中「(第六十八条の九十八第三項に規定する場合を除く。)」を削り、同項第一号中「連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたものを含むものとし」及び「とする。」を削り、同項第二号中「(連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定の金額)」を削り、同条第五項中「又は第六十八条の九十八第五項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格合併又は適格分割等の後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同条第六項中「(連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。)」を削り、「あつた日」の下に「(次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日)」を加え、「第八項、第九項及び第十一項」を「次項、第八項及び第十項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二　通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第六十六条の十三第七項及び第八項を削り、同条第九項中「(連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。)」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　第一項の特別勘定を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなつた場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十六条の十三第十項中「(連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。)」を削り、「第六項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。)」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第九項」を「第八項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十一項」を「第十項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十五項とする。

第六十七条の二第一項中「又は第二項」を「、第二項及び第六項」に改め、同条第四項中「特例」と」の下に「、同条第十四項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項、第三項及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の二第一項」と、「同条第一項」とあるのは「第六十六条第一項」と、同条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第十八項中「第六十六条第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の二第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と」を加える。

第六十七条の四第六項中「(第六十八条の百二第七項に規定する場合を除く。)」を削り、同項第一号中「連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定の金額を含むものとし」及び「とする」を削り、同条第七項中「(連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。)」を削り、同条第八項中「(当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併又は適格分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の九十八第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたものを含むものとし」及び「とする。」を削り、同項第二号中「(連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定の金額)」を削り、同条第三項中「(連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。)」を削り、同条第四項中「(当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併又は適格分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の九十八第一項の規定により設けている特別勘定の金額)」を削り、同条第五項中「又は第六十八条の九十八第五項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格合併又は適格分割等の後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同条第六項中「(連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。)」を削り、「あつた日」の下に「(次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日)」を加え、「第八項、第九項及び第十一項」を「次項、第八項及び第十項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二　通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第六十六条の十三第七項及び第八項を削り、同条第九項中「(連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。)」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　第一項の特別勘定を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなつた場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十六条の十三第十項中「(連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。)」を削り、「第六項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「(連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。)」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第九項」を「第八項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十一項」を「第十項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十五項とする。

第六十七条の二第一項中「又は第二項」を「、第二項及び第六項」に改め、同条第四項中「特例」と」の下に「、同条第十四項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項、第三項及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の二第一項」と、「同条第一項」とあるのは「第六十六条第一項」と、同条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第十八項中「第六十六条第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の二第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と」を加える。

第六十七条の十三第三項中「直前の事業年度（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を「前事業年度」に改め、「(連結事業年度に該当する事業年度にあつては、第六十八条の百五の三第一項に規定する連結組超過額）」及び「同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度。」を削り、「から前事業年度等」を「から前事業年度」に改め、「(前事業年度等までの連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十二号に規定する連結確定申告書（以下この項において「連結確定申告書」という。）の提出）」を削り、「が前事業年度等」を「が前事業年度」に改め、「(当該適用年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）」を削り、「前項の規定により前事業年度等」を「前項の規定により前事業年度」に改め、「(第六十八条の百五の三第二項の規定により前事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「これらの」を「当該」に改める。

第六十七条の十四第二項の表第五十七条第一項ただし書及び第五十八条第一項ただし書の項中「及び第五十八条第一項ただし書」を削り、同条第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項の」を「第六項の」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。